

自動車税 その他の減免制度一覧表

専ら身体障がい者等の利用に供するため、特別の仕様により製造または一般の自動車等に構造変更が加えられた自動車や社会福祉事業用自動車等の減免が適用となる主なものは下記のとおりです。

申請に必要な書類等については、最寄りの県税部へお問い合わせください。

障がい者等に関するもの

車種等	種別割		申請者(納税義務者)	要件等
車イス移動車、身体障害者 輸送車 【8ナンバー】	減免	71条の4-1-10	限定なし	特種用途車に限る ※変更がなければ毎年度の申請は不要

その他（一般）

車種等	種別割		申請者(納税義務者)	要件等
社会福祉事業用自動車	減免	71条の4-1-2	社会福祉法人	専ら第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の用に供する自動車
巡回診察用の装置を備えた特殊車 (医療防疫車)	減免	71条の4-1-3	限定なし	特種用途車に限る (巡回診療用の検診装置を備えた自動車)
幼児の通園用自動車	減免	71条の4-1-7	私立の幼稚園及び幼保連携型認定子ども園を設置する者	専ら幼児の通園の用に供する自動車
移動入浴車	減免	71条の4-1-8	限定なし	特種用途車に限る
商品中古自動車	一部減免	71条の4-1-11	自動車販売店等	減免額は年額の3/12に相当する額

NPO法人等に関するもの

車種等	種別割		申請者(納税義務者)	要件等
障害者総合支援法の事業に使用する自動車	減免	71条の4-1-12	NPO法人、公益社団法人、公益財団法人	専ら障害者総合支援法第79条第1項各号に規定する事業のために使用する自動車